

事務職員能力認定制度規則

(目的)

第一条 この規則は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が、弁護士会員又は弁護士法人会員の法律事務所に勤務する事務職員（以下「事務職員」という。）を対象に行う研修、試験等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研修)

第二条 本会は、事務職員が弁護士業務を補助するために必要な実体法及び手続法並びに弁護士倫理に関する知識を習得し、その能力を向上させるために必要な事務職員研修（以下「研修」という。）を、継続的に実施する。

2 研修の受講資格、内容、時期その他の実施に関する事項については、細則で定める。

(能力認定試験)

第三条 本会は、毎年一回、事務職員を対象として、弁護士業務を補助するために必要な実体法及び手続法並びに弁護士倫理に関する知識の習得について認定をするための試験（以下「能力認定試験」という。）を実施する。

2 能力認定試験の受験資格、内容、時期その他の実施に関する事項については、細則で定める。

(合格者名簿)

第四条 本会は、能力認定試験の合格者に対して合格証書を発行する。

2 本会は、合格者名簿を作成し、合格者の氏名を登載する。

(細則)

第五条 この規則を実施するため必要な細則は、会長が定める。

(手数料)

第六条 本会は、研修及び能力認定試験に関し、その受講者及び受験者から、必要な手数料を徴収することができる。

(委託)

第七条 能力認定試験は、本会が能力及び体制において適当と認める法人を指定し、その法人に委託して実施することができる。

附 則

この規則は、平成十九年 月 日から施行する。

参考

事務職員能力認定制度細則

(目的)

第一条 この細則は、事務職員能力認定制度規則(規則第〇〇号。以下「規則」という。)第二条第二項及び第三条第二項の規定に基づき、事務職員の研修(研修の受講資格)

第二条 研修は、弁護士会員又は弁護士法人会員の法律事務所に通算して二年以上勤務する事務職員を対象とする。

(研修科目)

第三条 研修科目は、弁護士業務を補助するために必要な実体法及び手続法並びに弁護士法、弁護士職務基本規程(公規第七十号)その他に定める弁護士倫理に関する事項のうちから、弁護士業務改革委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、会長が定める。

(研修の実施時期及び開催場所)

第四条 研修の実施時期及び開催場所については、地域によって偏りが生じることのないよう、委員会の意見を聴いて会長が定める。

(能力認定試験の受験資格)

第五条 能力認定試験の受験資格は、規則第二条に規定する研修を受講した事務職員及び会長が指定する弁護士会の研修を受講した事務職員とする。

(能力認定試験の科目)

第六条 能力認定試験の科目は、弁護士業務を補助するために必要な実体法及び手続法並びに弁護士法、弁護士職務基本規程その他に定める弁護士倫理に関する事項とする。

(能力認定試験の実施時期及び試験会場)

第七条 能力認定試験の実施時期及び試験会場については、地域によって偏りが生じることのないよう、委員会の意見を聴いて会長が定める。

附則

この細則は、平成十九年 月 日から施行する。